

LINEで使える西尾市デジタルクーポン「にしお得一ポン」

参加店舗募集

📅 募集期間

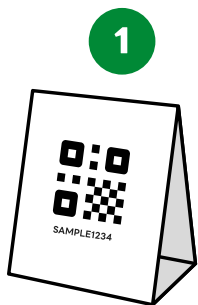
令和7年6月16日(月) ~ 7月16日(水)

※ 募集期間後も申込みはできませんが、時期によっては参加できない場合があります。
※ 登録には西尾市の審査があります。

🔍 西尾市デジタルクーポン「にしお得一ポン」とは

西尾市LINE公式アカウントの友だち登録者が利用できる200円割引のデジタルクーポン10枚を実施期間に発行します。詳細は、裏面の「参加店舗募集要項」を参照ください。

参加店舗は3つの対応作業をお願いします



1 卓上ポップの設置

配付された卓上ポップを設置してください



2

利用時画面の確認

利用者と利用内容を画面で確認します
(クーポン利用の流れの 7 8 9 に該当します)



3

利用完了画面の確認

利用完了の画面を確認します
(クーポン利用の流れの 10 に該当します)



クーポン利用の流れ



1 クーポンをタップ



2 許可するをタップ



3 参加利用規約に同意する



4 200円x10枚のクーポンが発行される



5 クーポンを使うをタップ

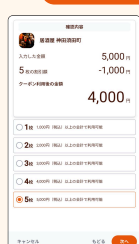


6 2次元コードの読み込み

対応作業 利用時・利用完了画面の確認



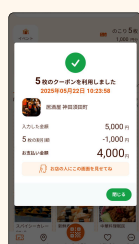
7 支払い金額を入力



8 枚数を選択する



9 確認して利用する



10 クーポン利用完了

📌 推奨環境

- ・ LINEの推奨環境に準ずる
 - ・ LINEバージョン12.18.0以上
- ※ iOS・Android共に同じです

※ 動作は保証されませんが、上記未満のバージョンのLINEでも一部動作する場合があります。
※ このアプリは、OS、LINEともに最新バージョンの環境での利用を推奨します。
※ 上記の「推奨環境」以降のバージョンでも、機能や設定によっては動作しない場合や画面が正常に表示されない場合があります。
※ なるべくスマートフォン のユーザーの方は、上記を満たしている場合でも使えない可能性があります。

西尾市デジタルクーポン「にしお得ーポン」^{トップ} 参加店舗募集要項

事業内容

西尾市LINE公式アカウントの友だち登録者が利用できる200円割引のデジタルクーポン10枚を実施期間に発行。

実施期間【クーポン取得・利用可能期間】

第1弾：令和7年8月1日（金）～ 22 日（金）

第2弾：令和7年9月8日（月）～ 29 日（月）

※ 各実施期間の初日がクーポン発行日

※ 予算に達し次第、実施期間中でも終了となります。

クーポンの利用条件

- ・クーポン1枚利用の場合は、1,000円（税込）以上の会計で利用可能
- ・クーポン2枚利用の場合は、2,000円（税込）以上の会計で利用可能
- ・クーポン3枚利用の場合は、3,000円（税込）以上の会計で利用可能
- ・クーポン4枚利用の場合は、4,000円（税込）以上の会計で利用可能
- ・クーポン5枚利用の場合は、5,000円（税込）以上の会計で利用可能

参加条件

以下①②③のいずれにも該当する店舗

- ① 市内に所在する店舗
- ② 個人事業主、中小企業者等
- ③ みなし大企業に該当しないこと

※ 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに参加申込を行ってください。

※ ②に該当しない場合でも、市内に本社を置く場合は参加可能です。

※ 詳しい参加条件は下の2次元コードからご確認ください。



参加条件の詳細

<https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/shinko/1009280.html>

店舗配付物

ポスター、ステッカー、二次元コード、マニュアル

※ポスター、ステッカー、二次元コードを必ず掲出してください。

クーポンの利用対象とならないもの

- ① 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- ② 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等）
- ③ 国税、地方税等の公租公課
- ④ 換金生が高く、かつ市外での利用が可能なチケット等
- ⑤ 現金への換金、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払
- ⑥ 事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払
- ⑦ たばこ（電子たばこを含む。）
- ⑧ 保険診療による診療及び処方薬
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑩ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪ その他、市が不適当と認めるもの

クーポン利用額の振込

・各実施期間終了後、西尾市がクーポン利用実績を確認し、クーポン利用額を振込みます。

※ 振込時期目安 第1弾：9月19日頃

第2弾：10月20日頃

・店舗は手続き不要です。店舗用の管理画面がありますので、クーポン利用額を都度確認してください。

※ 振込口座情報に不備があった場合は、振込時期に間に合わないことがあります。

手数料

参加店舗の登録手数料、振込手数料はともに**無料**です。

募集期間

令和7年6月16日(月)～ 7月16日(水) 必着

※ 募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。

※ 登録には西尾市の審査があります。

誓約事項

- ① 西尾市デジタルクーポンの参加条件に該当します。
 - ② 市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。
 - ③ 商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。
 - ④ クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。
 - ⑤ クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。
 - ⑥ クーポンの利用に関し、駐車場の混雑等が想定される場合は、適切な対策を講じ、交通事故・交通渋滞等が発生しないように努めます。
 - ⑦ 原則、クーポンの利用可能期間内（令和7年8月1日（金）～ 最大9月29日（月））は参加店舗として事業に参加します。
 - ⑧ クーポン利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意します。
 - ⑨ クーポンの利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
 - ⑩ クーポンの利用に関し、必ず店舗スタッフが対面で利用者のクーポン画面を確認します。
 - ⑪ 参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。
 - ⑫ クーポンの取扱いに関し、西尾市から改善要請等があった場合は、それに従います。
 - ⑬ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う店舗ではありません。
 - ⑭ 代表者及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。
- ※ 上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。

申込方法

原則、専用申込フォームから申込み。



専用申込フォーム

<https://x.gd/geaNM>

※ WEB申込ができない場合は、専用申込用紙（西尾市ホームページからダウンロード可）にご記入の上、FAX（0563-57-1322）か、持参または郵送で西尾市 産業部商工振興課へ提出。

※ 用紙で申し込む場合は、WEB申込と異なり、店舗写真など一部掲載できない情報がありますので予めご了承ください。

問い合わせ先

西尾市デジタルクーポン「にしお得ーポン」^{トップ}事務局

TEL 0120-949-268

時間：9:00～17:00

期間：令和7年6月2日（月）～10月31日（金）

※ クーポン利用期間のみ土日祝日対応、クーポン利用期間以外は平日のみ